

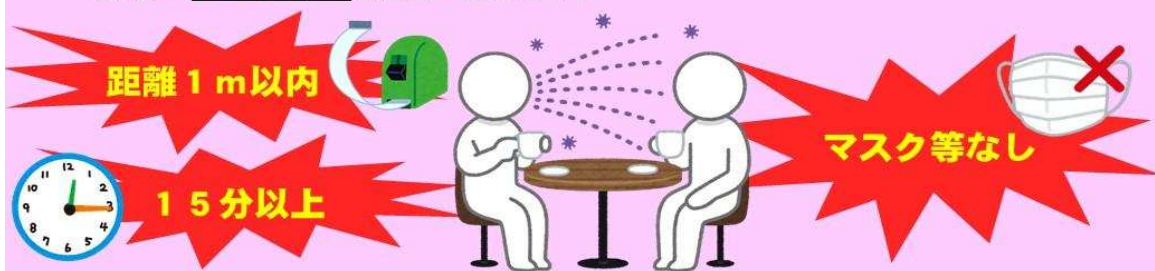
【濃厚接触者の定義】

患者の**発症日の2日前**から
(無症状病原体保有者は**検体採取日の2日前**から)

いずれかに該当する場合は
濃厚接触者の対象になります

◆ **患者と同居**あるいは長時間の接触があった者

◆ 手が触れることのできる**距離(約1m)**で、必要な**感染予防策なし**で、
患者と**15分以上**接触があった者



【待期期間の起算日と待期期間】

- ・ 検査陽性者の発症日(無症状病原体保有者の場合は検体採取日)
又は
- ・ 当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日
のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8日目解除)とする。



【濃厚接触者の接触者への対応】

抗原検査キッドの実施

出社後、下記の状況が発生した場合は速やかに所属部署課長より総務部に連絡し、
帰宅前に抗原検査を実施する。

対象者: 本人にコロナ感染を疑う症状がある場合
本人の家族にコロナ感染を疑う症状がある場合